(4)　(1)ロに掲げる旅客不定期航路事業に係る許可（以下「第二号許可」という。）は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととした。（第二一条の三第一項関係）

(5)　次に掲げる処分を受けた者が当該処分を受けた後の第二号許可の最初の更新（以下「処分後更新」という。）を受けた場合における当該第二号許可は、(4)の規定にかかわらず、それぞれ次に定める期間内にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととした。（第二一条の三第二項関係）

イ　(三)において準用する1の(五)の規定による事業の停止の命令　当該処分後更新を受けた日から起算して一年を経過する日までの間

ロ　(三)において準用する1の(五)の規定による輸送施設の使用の停止の命令　当該処分後更新を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

ハ　(三)において準用する第一九条第二項の規定による命令　当該処分後更新を受けた日から起算して三年を経過する日までの間

(6)　(4)又は(5)の許可の更新を受けようとする者は、申請書に安全人材確保計画を添付して、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。（第二一条の三第三項関係）

(二)　事業の廃止の届出

旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止しようとするときは、廃止の日の三〇日前までに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならないこととした。（第二一条の四関係）

(三)　旅客不定期航路事業についての準用

1の(二)から(五)までの規定、第一九条第二項の規定等は、旅客不定期航路事業について準用することとした。（第二一条の五関係）

7　一般不定期航路事業

(一)　一般不定期航路事業の登録

一般不定期航路事業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

(二)　一般不定期航路事業及びその登録についての準用

(1)　1の(二)及び(三)の規定、第一九条第二項の規定、3の(一)の(2)から(4)まで及び(三)から(六)までの規定等は一般不定期航路事業及び(一)の登録について、3の(二)の規定等は一般不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）について準用することとした。（第二二条第二項及び第三項関係）

(2)　1の(四)及び3の(八)の規定は一般不定期航路事業（旅客船を就航させて、本邦の港と本邦以外の地域の港との間等における人の運送をするものに限る。）について、1の(四)の規定は一般不定期航路事業（本邦の各港間において、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のもの等に限る。）について準用することとした。（第二二条第四項及び第五項関係）

8　貨物専用不定期航路事業

(一)　貨物専用不定期航路事業の届出

貨物専用不定期航路事業を営む者は、その事業の開始の日から三〇日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならないこととした。（第二三条第一項関係）

(二)　貨物専用不定期航路事業についての準用

第一〇条の二の規定は、貨物専用不定期航路事業について準用することとした。（第二三条第三項関係）

9　安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証

(一)　安全統括管理者資格者証

(1)　国土交通大臣は、次に掲げる試験に合格し、かつ、運航管理者としての実務の経験等を有している者に対し、それぞれ次に定める資格者証を交付することとした。（第三二条の三関係）

イ　総合安全統括管理者試験　総合安全統括管理者資格者証

ロ　大型船舶安全統括管理者試験　大型船舶安全統括管理者資格者証

ハ　小型船舶安全統括管理者試験　小型船舶安全統括管理者資格者証

(2)　国土交通大臣は、(1)の規定にかかわらず、一八歳に満たない者等に該当する者に対しては、総合安全統括管理者資格者証、大型船舶安全統括管理者資格者証又は小型船舶安全統括管理者資格者証（以下「安全統括管理者資格者証」という。）の交付を行わないこととした。（第三二条の四関係）

(3)　安全統括管理者資格者証の有効期間は二年とし、その満了の際、申請により更新することができることとした。（第三二条の五第一項及び第二項関係）

(4)　国土交通大臣は、(3)の申請があった場合には、その者が安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「安全統括管理者講習」という。）であって11の(一)の登録を受けた者（以下「登録安全統括管理者講習機関」という。）が実施するものを修了したと認めるときでなければ、安全統括管理者資格者証の有効期間の更新をしてはならないこととした。（第三二条の五第三項関係）

(5)　国土交通大臣は、一定の場合には、安全統括管理者資格者証の返納を命ずることができることとした。（第三二条の六関係）

(二)　運航管理者資格者証

(1)　国土交通大臣は、次に掲げる試験に合格し、かつ、旅客船に船長として乗り組んだ経験等を有している者に対し、それぞれ次に定める資格者証を交付することとした。（第三二条の七関係）

イ　総合運航管理者試験　総合運航管理者資格者証

ロ　大型船舶運航管理者試験　大型船舶運航管理者資格者証

ハ　小型船舶運航管理者試験　小型船舶運航管理者資格者証

(2)　国土交通大臣は、(1)の規定にかかわらず、一八歳に満たない者等に該当する者に対しては、総合運航管理者資格者証、大型船舶運航管理者資格者証又は小型船舶運航管理者資格者証（以下「運航管理者資格者証」という。）の交付を行わないこととした。（第三二条の八関係）

(3)　運航管理者資格者証の有効期間は二年とし、その満了の際、申請により更新することができることとした。（第三二条の九第一項及び第二項関係）

(4)　国土交通大臣は、(3)の申請があった場合には、その者が運航管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（以下「運航管理者講習」という。）であって11の(七)の登録を受けた者が実施するものを修了したと認めるときでなければ、運航管理者資格者証の有効期間の更新をしてはならないこととした。（第三二条の九第三項関係）

(5)　国土交通大臣は、一定の場合には、運航管理者資格者証の返納を命ずることができることとした。（第三二条の一〇関係）

10　指定試験機関

(一)　国土交通大臣は、一に限り指定する者に、9の(一)の(1)及び(二)の(1)の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができることとした。（第三二条の一二関係）

(二)　(一)の規定による指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。（第三二条の一七関係）

(三)　指定試験機関は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととした。（第三二条の一八関係）